企画提案仕様書

1 事業の目的

本町・五稜郭地区は、五稜郭公園などの観光資源のほか、商業施設や公共施設が立地し、多くの市民や観光客が訪れる中心市街地の重要エリアの一つであるが、来街者の地区全体の回遊につながっていない状況にあることに加え、コロナ禍において歩行者通行量が減少傾向にある。

そこで、地域の核となる商業施設や商店街等と連携し、地下歩道などの公共空間を有効活用する賑わい事業(五稜郭にぎわいプロジェクト)を実施することにより、地域の魅力を発信し、来街者の増加および地区内の回遊を促し、賑わいの創出、ひいては地域経済の活性化を図る。

2 事業の概要

(1) 事業の開催期間

令和4年(2022年)8月27日(土)から28日(日)まで ※ 新型コロナウイルス感染症の状況によっては延期または中止となる場合 がある。

(2) 事業の開催時間

午前10時から午後6時まで

(3) 事業の対象エリア

函館市中心市街地活性化基本計画(平成25年3月)に定める中心市街地の区域(別添1のとおり)のうち、主要道道函館南茅部線五稜郭地下歩道(以下「地下歩道」という。)を中心とする本町・五稜郭・梁川地区(五稜郭公園を除く。)とする。

(4) 事業の開催場所

ア 必須

- (ア) 地下歩道 別添2のとおり
- (4) 都市計画公園本町児童公園(以下「本町児童公園」という。)

イ 提案

上記のほか,対象エリアへの来街者の増加および回遊性を促すために必要な 開催場所を提案すること。

(5) 事業の内容

- ア 地域の魅力向上および賑わい創出に資するイベントの開催
- イ 地域の核となる商業施設や商店街等と連携し、地域が一体となるような取組 の実施

3 業務の概要

- (1) 業務の内容
 - ア 事業の企画に関すること
 - イ 事業の運営・管理に関すること
 - ウ 事業の広報に関すること
 - エ 事業の効果検証および事業報告書の作成に関すること
 - オ その他必要な業務

(2) 事業の企画に関すること

ア 全般的事項

- (ア) 市民等の来街意欲が高まる事業タイトル案,事業コンセプトおよび事業内容を企画すること。なお,提案する事業タイトルの商標登録を事前に確認すること。
- (4) 必須である開催場所のほか,対象エリア内の回遊を促す開催場所および開催場所ごとの事業内容を企画すること。
- (ウ) 世代を問わず多くの市民等が楽しむことができるように開催場所ごとに 事業内容を工夫し企画すること。
- (エ) 夏季の開催であることから熱中症対策を踏まえ企画すること。
- (オ) 雨天時の場合にも市民等が楽しむことができるように開催場所および事業内容を工夫し企画すること。
- (カ) 地域の核となる商業施設や商店街等との連携事業を企画すること。
- (*) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から,事業内容に応じた業種 別ガイドラインや北海道が定めるイベント等開催制限等を遵守し,開催場所 ごとの感染防止対策もあわせて企画すること。
- (1) 本事業の実施に当たり、入場料等の徴収はしないこと。

イ 地下歩道

- (ア) 本市の魅力を発信する物販を2日間行うこととし、当該物販を行う出店予定者および物販内容を提案すること。
- (4) 物販は、地下歩道内で調理および盛り付け等の行為をすることなく販売できる内容とすること。
- (ウ) 火気の使用はしないこと。
- (エ) 車椅子がすれ違うことが可能な通行スペースとして、幅約2.8メートル

を確保し,通行スペースと物販スペースとの間にベルトパーテーション等を 設置すること。また、十分な物販スペースを確保するため、販売員は物販台 の横に配置すること。

- (オ) 物販台およびベルトパーテーション等の設置物については,1日目終了後に一度撤去し,2日目に再度設置すること。
- (カ) 地下歩道の出入口6箇所および地下歩道内3箇所に誘導員を配置し,通行者および買い物客等を誘導するほか,万が一事故等が起きた場合には適切な措置を講じること。
- (*) 買い物客で混雑した場合は、買い物客の地下歩道内への進入を制限するなど適切な措置を講じること。

イ 本町児童公園

- (ア) 都市公園法(昭和31年法律第79号),函館市都市公園条例(昭和33年条例第5号)および函館市都市公園条例施行規則(昭和34年3月5日規則第5号)等の関係法令を遵守するほか,事前に管理者(函館市土木部公園河川管理課)に占用等について協議のうえ、実施可能な事業内容を企画すること。
- (イ) 子ども連れや高齢者、障害のある方などに配慮し、会場(出入口含む)の 歩行の安全の確保に努めること。
- (ウ) 管理者が指示する個別の新型コロナウイルス感染症対策を講じること。
- ウ その他の開催場所

開催場所の管理者と事前協議し、実現可能な事業内容を企画すること。

(3) 事業の運営・管理に関すること

ア 事業の実施スケジュールの作成

契約から業務完了までのスケジュールについて,市との契約締結に向けた協議期間を含め、関係機関との協議や調整、必要とされる許認可等の手続き、事業告知・宣伝、出店者の募集、事業運営・管理、効果検証および事業報告書の作成など、業務の一連の流れがわかるように作成すること。

イ 事業の運営マニュアルの作成

- (ア) 事業全体および開催場所ごとの運営・管理に関する具体的なマニュアル を作成すること。
- (イ) 当該マニュアルには、実施体制、人員配置、緊急時の連絡体制および救急 体制等もあわせて記載すること。
- ウ 機材の調達、設置および撤去
 - (ア) 事業の実施に必要な機材を調達し、設置、事業の開催期間中の管理および 撤去を行うほか、設置等に必要な手続きを行うこと。
 - (4) 機材の設置および撤去の日程や設置場所などについては、実施スケジュールおよび運営マニュアルに記載すること。

エ 事業の実施

- (ア) 実施スケジュールおよび運営マニュアルに基づき,必要な人員等を確保し 事業を実施すること。
- (イ) 事業の開催期間中に実施スケジュール等を変更する必要があると認める場合は市の指示に従うこと。

オ その他

- (ア) 事業の実施に当たっては賠償責任保険等に加入すること。
- (4) 清掃ならびにごみ箱の設置およびごみの回収・処分など環境の美化に努めること。
- (ウ) 事業内容に応じて、誘導員・警備員を配置すること。
- (エ) 新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、急遽、事業内容を変更する場合は、柔軟に対応すること。

(4) 事業の広報に関すること

ア 市民等に広く周知し、来街意欲が高まる広報を行うこと。

- イ 対象エリア内の回遊を促すマップやリーフレット等の広告物を制作すること。
- ウ 市民等に対し開催場所であることがわかりやすいように、開催場所ごとに看 板等を設置すること。
- エ 地域の核となる商業施設や商店街等との連携事業に関しても一体的に広報 するなど、市民等にとってわかりやすく効果的な広報を行うこと。
- オ 作成した広告物は市が指示する公共施設等に掲示・設置等を行うとともに, 広告デザイン・版下について,市にデータで納品すること。
- カ 市が指示する広報について協力を求めた場合は、デザイン等の提供を行うと ともに、市が当該デザインを当該事業の広報に必要な範囲内で随時利用するた めのデザイン変更について協力すること。
- (5) 事業の効果検証および事業報告書の作成に関すること
 - ア 事業の効果検証

事業実施の効果について検証するため、次に掲げる歩行者通行量調査を実施すること。

- (ア) 調査地点(10地点) 別添3のとおり
- (イ) 調査日および調査時間

令和4年8月28日(日)午前10時から午後6時まで

※ ただし、天候等により、市が調査実施を不適当と判断する場合は、調査日を27日(土)とする。

(ウ) 調査方法

- ① 各調査地点に調査員を配置し、各地点を通過する歩行者数を計数する。
- ② 計数対象は、調査員の前を歩いて通過する人および自転車に乗って通過する人のうち、調査員が中学生以上と判断した人とする。
- ③ 調査方法は、1時間毎に30分間計数し、その計数値を2倍した値を1時間の歩行者数とする。

(エ) その他

- ① 市が貸与する函館市腕章を着用のうえ調査すること。
- ② 数取器は市が貸与することとし、その他の必要物品は委託料の範囲内で用意すること。
- ③ 具体的な調査方法等については市と協議すること。

イ 事業報告書の作成

事業完了後,事業報告書を作成し,紙媒体および電子データにて市に提出すること。事業報告書の記載内容および提出物は、次のとおりとする。

- (ア) 本業務の実施内容
- (イ) 効果検証結果 (調査票原票および集計表を含む)
- (ウ) 写真, 映像等の履行状況が確認できるもの(本人の承諾を得ることのできない人物画像については, 本人と識別ができない程度の修正を行うこと。)
- (エ) 経費内訳
- (オ) 広告物などの成果物
- (カ) その他市が指示するもの

(6) その他必要な業務

業務上当然付帯的に実施しなければならない業務については、委託料の範囲内において誠実に実施すること。

4 契約後の留意事項

(1) 第三者への委託

本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、事前に市に対し 書面で再委託先、再委託期間および再委託する業務内容を届け出、承認を得るこ ととする。なお、承認後に再委託契約書の写しを市に提出すること。

(2) 個人情報の取扱い

本業務を通じて知り得た個人情報その他業務の内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。

(3) 関係機関との打合せ等

本業務を実施するに当たって市および関係機関(施設管理者,警察および消防等)と随時打合せを行い,その記録を作成するとともに,市が申請する使用許可

等に関する申請書類の作成および提出など必要な手続きを行うものとする。

(4) 本業務の成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に 規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該成果物の引渡し時に市に無償で 譲渡するものとする。

また,市は成果物が著作物に該当する,該当しないに関わらず,当該成果物の 内容を承諾なく自由に公表することができる。

なお、成果物が著作物に該当する場合において、市が当該成果物の利用目的の 実現のためにその内容を改変する場合は、承諾なく行うことができるものとする。

(5) 損害に対する賠償

疫病,食中毒,暴風,大雨,洪水,落雷,地震,火災,暴動その他市の責に帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により運営が困難になり損害が生じる場合においても,市に対しその賠償を請求することができないものとする。

また、責めに帰する事由により、運営に関し、市または第三者に損害を与えたときは、その損害を自己の負担により賠償するものとする。